

尼崎市立大成中学校部活動の方針

尼崎市立大成中学校の課外クラブは、各部の責任者（以下「顧問」）の指導の下、兵庫県教育委員会の「いきいき運動部活動」、尼崎市立中学校部活動の方針に則り、次の通り活動する。

1 基本的な考え方

学校の教育目標に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感の醸成等、教育活動の一環として実施する。

プレーヤーズ・センタードの考え方に基づき、部活動の主役を生徒としてサポートしていく。そして、生徒への指導においては体罰・暴言、ハラスメント等はいかなる理由があっても行わない。

スポーツ障害を起こさないように留意するとともに、学業との両立ができるバランスのよい生活が送れるように実施する。また、教員が生徒と向き合う時間の確保等ができるよう、指導に係る業務の適正化を図りながら計画的に実施する。

2 活動について

- (1) 尼崎市立中学校部活動の方針に則り活動する。
- (2) 1日の活動時間については、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度(尼崎市立中学校部活動の方針)とするが、中体連主催大会、吹奏楽連盟主催のコンクールの参加においては、大会の要項や申し合わせに沿って活動し、この限りではない。
- (3) 最終下校時刻は、午後6時30分とする。
- (4) 早朝練習の開始時間は午前7時30分以降とする。ただし長期休業中についてはこの限りではない。
- (5) 合宿や強化練習において終日練習を計画する場合、適切に休憩時間等を設けて指導者・生徒等の健康安全に十分留意する。また、週当たりの活動時間が16時間を超えることのないように留意する。
- (6) 学校閉鎖期間（8月11日～17日）及び年末年始（12月29日～1月3日）は、原則、活動休止期間とする。
- (7) その他、各学校の校長と確認・相談のうえ、活動計画を作成し、職員及び生徒の健康安全、働き方改革の観点等に十分留意して活動する。
- (8) 合宿については校長に承認を得ると共に市教育委員会へ必要書類を提出し、許可を得る。

3 その他

- (1) 大会会場等への移動は、公共交通機関を利用することを原則とするが、自転車を利用する場合は、安全指導・マナー指導を徹底する。併せて、自転車賠償保険に加入すること及び雨天時のカッパ着用を原則とする。
- (2) 近隣住民等への配慮、移動時や登下校における安全対策等にもしっかりと取り組むこと。
- (3) 夏季には、熱中症の予防対策を十分に理解して活動に取り組むこと。
- (4) 練習器具、練習場の安全点検を徹底して事故防止に努めること。